

## アセスの対象要件について

## 1 対象事業「電気工作物の建設」のうち「電線路の設置」に係るアセス対象要件

- 電線路（鉄塔含む）の要件については、条例施行規則別表第1に定められており、本件では、一つの乙地域における延長が合計1 km以上かつ電圧 17 万ボルト以上の架空電線路を設置する事業となります。電線路の設置には、鉄塔の新設、増設、建替え及び移設が含まれます。
- 乙地域内の建替え鉄塔を起点に、その両側に延びる電線路であって次の鉄塔までの延長が、アセス対象要件の算定に用いられます。ただし、乙地域内に限るので、建替えする鉄塔の両側の電線路であっても、その他の地域にかかる部分はアセス対象外です。

## 【参考】

- ・環境影響評価条例施行規則別表第1

番号	事業の種類	要件			
		内容	規模、実施される地域等		
			甲地域	乙地域	その他の地域
7	電気工作物の建設	(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令第1条第9号に規定する電線路（発電電気工作物、変電所その他これらに類する施設に設置するものを除く。以下「電線路」という。）の設置	一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業	一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業	

## 2 アセス対象範囲

## (1) 工事の内容とアセス対象

- 事業者が行う工事内容は、「鉄塔の建替え（これに伴う電線路の移設等を含む）」、「鉄塔の補修」及び「基礎の補強」の3つです。
- このうち、鉄塔の建替えはアセス対象ですが、既存の工作物を当該場所で継続して使用する鉄塔の補修及び基礎の補強はアセス対象ではありません。

## (2) 対象事業の範囲と密接に関連する行為等

- 電気設備に関する技術基準を定める省令第1条第9号により、電線路とは「電線（電車線を除く。）並びにこれを支持し、又は保蔵する工作物をいう」とあるので、対象事業に鉄塔は含まれます。ただし、要件の算定は電線で行います。
- また、条例施行規則別表第1の備考5により、対象事業の実施に先立ち、又は密接に関連して行われる土地の形状の変更行為等を含みます。
- 本件においては、資機材の運搬に必要なモノレールルート等の運搬設備用地、資機材の積替え等に使用する資機材積替え用地のほか、仮設ヘリポートについても工事用地として、実施地域の範囲に含まれています。

【参考】

- ・環境影響評価条例施行規則別表第1の備考5
- 5 対象事業の範囲には、当該対象事業の実施に先立ち、又はこれと密接に関連して行われる土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為を含むものとする。

3 本件の対象

- 予測評価書案 3-1-3 ページの図 3.1-2 において、赤丸が対象鉄塔、赤線が対象電線路となり、黒丸及び黒線は対象外となります。
- また、仮設ヘリポート等の工事用地も実施区域に含まれています。

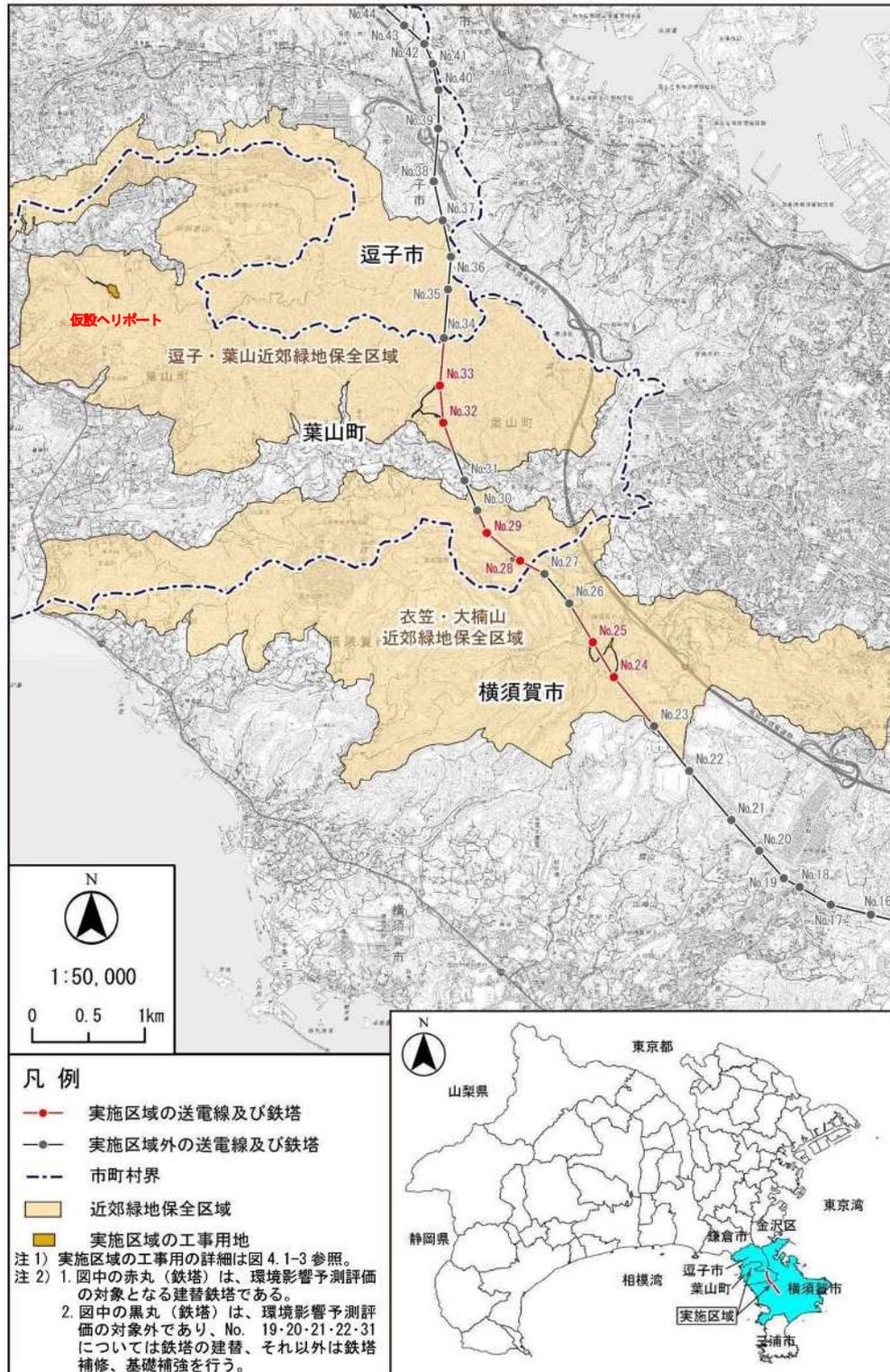


図 3.1-2 実施区域の位置